



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

小西 恵

はじめに

今年度パテント誌8月号の「今月のことば」を執筆したのは6月で、「新型コロナウイルス感染症」をテーマにはしたのですが見飽きた「コロナ」の語を使わないという縛りを掛けました。当時は、会務報告の執筆時には状況が落ち着いていて欲しいとの願掛けのつもりでしたが、12月現在第3波の只中であり、少なくとも今年度一杯の会務にはコロナの波が引いていないことを前提とした会員の安全第一の業務執行が求められています。

今年度は4月の執行役員会の立ち上げ当初から、コロナ禍により、「就任ご挨拶」と朱記された副会長の名刺はほとんど消費されず、附属機関や委員会の会議は専らウェブ開催であり、懇親会に至ってはゼロという異例の状況続きです。このため、会務運営上、通常であれば踏襲すべきまたは踏襲可能な前例を欠くケースが非常に多いのですが、逆に前例を予断無く評価できるチャンスと捉えています。今年度は清水善廣会長執行部の2年目集大成の年であり、「新時代の知財立国を切り拓こう！」とのスローガンの事業計画の下、外部との「絆」を深め、弁理士が夢と希望をもって活躍できる環境を整備する一翼を担えれば、との思いで日々会務に勤しんでおります。

会務報告

[国際活動センター]

今年度の事業計画立案・承認時には、コロナ禍の影響はここまで顕在化していませんでした。本稿執筆時点で未だ海外渡航が事実上行えていないため、今年度、恐らく事業計画予算の執行率が一番低くなる附属機関となるでしょう。

例年であれば海外交流やイベントが目白押しとなるところですが、今年度ならではの活動としてまず取り組んでいただいたのが、「新型コロナウイルス感染症

流行に伴う各国の知財庁の措置」タスクです。新型コロナウイルス感染症蔓延は世界規模であるものの、各国知財庁の対応は、閉庁、期限カウントの一律停止、出願人の請求により個別に期限延長や期限徒過の救済を認めるもの、など区々であり、その措置内容も刻々と変化しています。国際活動センターの外国情報部のメンバーが中心となり、各国知財庁が公表する情報や現地代理人からの情報を収集し、一元的情報ソースに取り纏めて、日本弁理士会電子フォーラムで会員向けに掲載し、かつ定期的にその内容を更新しています。全会員への成果の還元は会務活動において常に求められるところですが、コロナ禍の厳しい状況下において、この取り組みは全ての会員の外国関連業務の負担軽減に大きく資するものと思います。現在、電子フォーラムに「各国知的財産庁のCOVID-19関連情報」として継続的に掲載しておりますので会員の皆様もぜひご活用ください。同時にこの情報は、今年4月早々、特許制度運用協議委員会を通じて特許庁へ提供され、特許庁でも当時ここまで一元的な情報まではなかったことから、非常に興味関心を示していただいたそうです。特許庁の期限延長や期限徒過の救済措置が当初より緩和され、具体的証拠までを要求しないことが明確化されたことの一助となったのではないかと推測しています。

今年度はまた、新規審議委嘱事項として、いくつかのルール作りとその共有化をお願いしています。具体的には、海外交流先や海外派遣の基準策定、海外派遣先でのプレゼン資料等の質担保のための内部レビュー、海外で行う日本弁理士会や日本の知財を広報するための視覚・集客効果の高い共通コンテンツの検討、などに関するものです。海外交流などは相手先のあるものですので継続性が重要なのは言うまでもありませんが、同時に新陳代謝や人材育成の側面ともバランスしていかなければなりません。今まで暗黙であっ

たルールを明文化していただくだけでも意義があると思っておりましたが、それぞれ、豊富な知見と経験を備えたメンバーにより大変建設的で、ときに斬新な議論をしていただいております。最終的な報告書も大変充実したものとなりました。次年度以降もこれらのルールを共有化していただきたいと思います。

対面での海外交流や国際会議派遣に替えて、ウェブ会議を活用しています。米国知財弁護士協会(AIPLA)とは複数回に亘りバーチャル会合やバーチャルネットワークワーキングを行い、好評を得ました。また英国弁理士会(CIPA)とは、CIPA 総会への参加やウェビナーなどで関係をより深めることができます。その他、欧州特許庁(EPO)、大韓弁理士会(KPAA)やミャンマー知財協会(MIPPA)ともオンライン会合やセミナーを実施しています。特にミャンマーでは10月に知財庁がソフトオープンしたばかりであり、日本弁理士会の強いサポートが期待されていて、年度内に更なるオンラインセミナーを実施する予定です。

[商標委員会]

今年度は、商品・役務の包括概念表示および類似群コードについての具体的検討を行い、諸外国とのハーモナイゼーションも踏まえて、現状の見直し、細分化を含んだ実務的観点からの提言を行います。

今年度はまた、商標法4条1項11号の適用に際しての商品・役務の類否と出所混同の有無を検討し、商品・役務の類否判断のあるべき姿についての提言を行います。

また、例年に倣い、WIPO 関連機関(SCT, マドリッド作業部会、ニース国際分類改正の専門委員会)及びTM5(日米欧中韓の商標五庁会合)の調査、研究、改正作業等に関連し、継続的に情報収集、検討、意見書の提出を行っています。

[不正競争防止法委員会]

今年度は、営業秘密の海外における活用事情の調査、法改正後の限定提供データの企業における活用の現状の調査を実施し、弁理士に対するニーズを把握して、より積極的に弁理士が関与できるよう提言を行います。

今年度はまた、不正競争防止法事件において重要な周知性・著名性を立証するための、需要者・取引者へのアンケート調査にフォーカスしており、商標事件を含めた裁判例の検討、外部講師の講演や仮想事例に基

づく議論を経て、コスト効率がよく、かつ有利な結論に導くことのできるアンケート調査の在り方について提言を行います。

[貿易円滑化対策委員会]

模倣品対策や各国税関での水際対策に関する情報収集および会員へのフィードバックを行っています。財務省関税局知的財産室や東京税関知的財産センターと、定期的な交流を図るとともに模倣品対策セミナー等で協力しています。また、国際知的財産フォーラム(IIPPF)、日本関税協会知的財産情報センター(CIPIC)、コンテンツ海外流通促進協会(CODA)、および世界関税機構(WCO)等の各種団体とも長年に亘り情報取得に留まらない双務的関係を構築しております。

コロナ禍はEC(e-commerce)サイトの利用をさらに促進させていますが、反面、ECサイトにおける商標権、著作権等の侵害事案も多くなっています。貿易円滑化対策委員会は、それぞれのECサイトで区々である、申請窓口や連絡先などの知財トラブル対応の情報を一元的に取り纏めて、電子フォーラムに「Eコマース知財トラブル対応表」として掲載しています。今後も定期的にメンテナンスしていきますので、インターネット上の模倣品問題対応にぜひご活用ください。また、国内外の模倣品対策や水際措置についてのオンラインセミナーも積極的に実施しています。

[コンプライアンス委員会]

昨年度第2回臨時総会で決議された弁理士倫理3条の2のいわゆる共同事務所におけるコンフリクト防止規定の新設を受けて、今年度はこれを詳細化具体化するガイドラインおよび倫理研修テキストの改訂を行っています。

また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止は、事務所運営や会務において当然に求められるところですが、現状は、弁理士業務標準に指針として掲載されているのみであり強制力がありません。今年度はセクハラ・パワハラ相談窓口を設置するとともに、会則49条1項の会長思料の処分請求にもなり得るよう、より実効性を高める会則・会令の改正を目指しています。受講が義務付けられる倫理研修に加えることで、会員のセクハラ・パワハラ防止に関する意識のさらなる向上に資するものと期待しております。

[会館整備構想検討 WG]

5月定時総会における東京倶楽部ビル14階増床議案の可決を受け、弁理士会館2階に一部が分離していた弁理士会事務局居室が東京倶楽部ビル14階に一元化されました。これに伴い空きスペースとなった弁理士会館2階の旧事務局スペースを有効活用すべく、弁理士会館の今後の運用方法を検討するワーキンググループを立ち上げ、立ち上げから非常に短期間で中間報告書を取り纏めることができました。中間報告では、コロナ禍以降の会務運営や研修方法の変化等を踏まえた会議室の需要予測や、会員向け研修・セミナー等のオンライン化が推進される状況に鑑み、弁理士会館2階の空きスペースをウェブ会議対応の会議室に改修すること、および地下1階のB1-C会議室を簡易スタジオ兼用の会議室として利用でき、さらに他の会議室も自前の収録・配信会場として活用できるよう、動画の収録及び配信に必要な機材を購入すること、を提案し、12月臨時総会で承認いただきました。研修所、支援センター、関東会を始めとする各組織にウェビナーやハイブリッドなど多様な形態でご活用いただきたく思います。

[東海会]

関東・近畿・東海のいわゆる三大支部の1つであり、今年度重点事業として、「知財広め隊事業」の継続、および金融機関を通じた中小企業支援事業の基礎作りを2本柱として、東海地方に根差した、中小企業支援、知的財産・弁理士制度の普及活動を積極的に展開しています。

「知財経営サロン」は、東海会独自のサロン型の中小企業支援ツールとして定着しています。また、東海会は、国際活動が伝統的に活発であることでも知られており、昨年度来協力関係にある米国ロサンゼルス弁理士協会(LAIPLA)との関係維持に努める他、名古屋市等が企画する地元中小企業の海外での活動に関する支援事業に協力する活動等を予定しています。東海会はウェブサイトの他、Facebook、Twitter等のSNSでタイムリーに情報発信していますので、ぜひサイトへご訪問ください。

結び

会務活動に関与する会員の比率は全会員の約13%に過ぎません。会務活動に継続性が重要であることは論を俟たないものの、全会員からの会費を原資とする以上、会務活動の継続性の担保が属人性に依るべきではないと思っています。会務活動に参画いただいている会員の皆様には透明性と納得性のあるオープンな会務活動と全会員への成果の還元を念頭に活動いただきたく、また、会務活動をされていない会員の皆様には会務活動やその成果の情報をプル型で積極的に取りに来て、まずは会務活動を知っていただきたく、僭越ながらお願い申し上げます。

今年のような強制的な社会変革がイノベーションをもたらすことは歴史が語るところです。弁理士のビジネスチャンスです。図らずもこのようなタイミングで日本弁理士会の会務運営に携わっているのだから、この状況を楽しみたいと思っています。そして、あと残すところ約3か月、「私は私の責務を全うします！」